

## FUJITSU Cloud Service for OSS – IPCOM VA2 の使用に関するライセンス条項

2018年6月29日

本条項は、本サービスにおいて契約者が FUJITSU Cloud Service for OSS – IPCOM VA2(以下「IPCOM VA2」という)を使用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。本書で許諾する製品については別紙に示します。

当社は、本サービスにおいてIPCOM VA2の当社ソフトウェア（同梱プログラムおよびマニュアル等の総称をいい、以下「本製品」という）をご使用いただく権利を契約者に対して許諾するにあたり、以下の「ご使用条件」に同意いただくことを条件とします。なお、契約者が本製品のうち、プログラム（以下「本プログラム」という）のご使用、インストールのいずれかを実施された時点で、本「ご使用条件」に同意いただいたものとみなします。

### ご使用条件

#### 1. 本プログラムの使用、著作権およびインストール

- (1) 本製品により、契約者は、日本国内において本プログラムを、本サービスにおいて購入したライセンス数分の仮想サーバにインストールして使用できます。なお、当該仮想サーバは、当社が本プログラムにおいて動作環境として指定しているOSが動作しているものとします。
- (2) 本プログラムにクライアント（ネットワークで接続されたクライアント・サーバシステムのうちのクライアントシステムをいい、以下同じとします）用のソフトウェアが含まれる場合、契約者は、上記（1）にかかわらず、当該クライアント用のソフトウェアを、日本国内において、複数のクライアントにインストールして使用することができます。
- (3) 本条項により契約者に許諾される使用権は、本サービスの利用期間中、本製品を本サービスにより提供される仮想サーバ上で使用することができる権利とします。なお、当社が契約者に対象ソフトウェアの使用権を許諾したことにより、当該対象ソフトウェアに関する著作権、産業財産権（以下総称して「知的財産権」という）が移転することはないものとします。
- (4) 本製品が、契約者が購入した本プログラムの旧バージョン製品、他エディション製品または移行対象製品（以下総称して「旧バージョン製品等」という）のバージョンアップ（メジャーアップを含みます）、アップグレードまたは移行（以下総称して「バージョンアップ等」という）を目的とした製品の場合、以下の条件が適用されます。

契約者は、本製品により、旧バージョン製品等からバージョンアップ等して本プログラムをご使用いただくことができます。なお、本製品のご利用にあたっては、契約者が本プログラムの旧バージョン製品等を保有していることが前提となります。また、契約者は、本製品により、旧バージョン製品等と本製品によりバージョンアップ等を行った本プログラムのいずれか一方を使用することができますが、本製品によりバージョンアップ等を行った本プログラムと、旧バージョン製品等に含まれるプログラムを同時に使用することはできません。なお、契約者は、本製品による本プログラムのバージョンアップ等の後、再度旧バージョン製品等に戻してご使用いただくこ

とも可能ですが、この場合、バージョンアップ等を行った本プログラムを旧バージョン製品等と同時に使用することはできません。

- (5) 契約者は、本サービスを利用して契約者が実施するサービス（以下「契約者サービス」という）を第三者に対して提供する場合、契約者サービスを利用する第三者に対して、本条項で契約者が負う義務と同等の義務を課すものとし、契約者サービスを利用する第三者が当該義務に違反することにより当社に発生した損害については、契約者が当社に対して責任を負うものとします。
- (6) 契約者は、契約者サービスを利用する第三者向けに当該契約者サービスに関するマニュアル、パンフレット、カタログ、説明資料（以下「マニュアル等」という）を作成する際に、対象ソフトウェアに関するマニュアル等をそのまま利用し、または一部改変して利用することを希望する場合は、当社の書面による事前の承諾を得るものとします。

## 2. 禁止事項

契約者は、本サービスの利用において以下の行為を行わないものとします。契約者が、本項に違反する行為を行ったことにより、当社または第三者に損害を与えた場合は、契約者が当社または第三者に対し当該損害を賠償するものとします。

- (1) 本プログラムを複製(仮想サーバから他のコンピュータ・仮想サーバに移動する行為を含む)・翻案・公衆送信(送信可能化を含む)する行為
- (2) 本プログラムおよびその使用権について、第三者に対し、これを譲渡、貸与または再使用権を許諾しあるいは担保の目的に供する行為
- (3) 当社の書面による事前の承諾なしに、本プログラムについて、改変したり、逆アセンブル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングを行う行為

## 3. 本製品に関する責任および第三者の権利侵害

- (1) 当社は、本製品において、本サービスの利用期間中で契約者が IPCOM VA2 を使用している期間に、本プログラムとマニュアル等との不一致があった旨を契約者から通知された場合、当該本プログラムが本サービスにおいて提供された最新バージョンであるときに限り、当該マニュアルとの不一致の修正または修正情報の提供を行うものとします。
- (2) 合理的な範囲で前号の修正または修正情報の提供を繰り返し行ったにもかかわらず、前号のマニュアル等との不一致が修正されなかった場合には、当該マニュアル等との不一致に起因して契約者に生じた損害につき、当社および契約者によるその損害額等についての協議のうえ、本製品の代金を限度として、当社は賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。なお、本号に基づき責任を負う条件は、前号と同じとします。
- (3) 本プログラムにつき、第三者から知的財産権を侵害するものであるとして、契約者に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という）がなされ、契約者から当社への処理の要請とともに、権限の委任があった場合、当社は、契約者が必要な協力を行うことを条件に、自己の責任と負担において、契約者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとします。その際、当社は、当該第三者に対する損害賠償責任を含む紛争処理費用を負担するものとします。

- (4) 前号において、本プログラムが当該第三者の知的財産権を侵害するものと判断される場合には、当社は当社の判断により、以下のいずれかの措置をとります。
- a. 本プログラムを侵害のないものに改変すること。
  - b. 契約者が本プログラムを自ら使用することが可能となるよう当該第三者の許諾を得ること。
  - c. 上記 a. または b. の措置がとれなかった場合、当社は、契約者が本プログラムを使用できなくなるにより被る損害について、契約者と協議のうえ、本製品の代金を限度として賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- (5) 契約者が本プログラムを他のソフトウェアと組み合わせて使用することによりはじめて知的財産権侵害となった場合、または契約者の当社に対する指示に起因して紛争が生じた場合等、当該紛争が契約者の責に帰すべき事由より生じたものである場合には、当社は上記(3)および前号の義務を負担しないものとします。
- (6) 紛争において、本プログラムが当該第三者の知的財産権を侵害していなかった場合、当該第三者の知的財産権が無効であった場合、または当該紛争に理由がないとして当該紛争が終了した場合、契約者または当社が当該紛争に対応するために要した費用については、契約者と当社とで折半して負担するものとします。
- (7) 当社は、(1)号乃至前号に基づき負担する責任以外の、本プログラムの使用または使用不能から生じるいかなる損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、これに限らないものとします）に関しても一切責任を負いません。たとえ、当社がそのような損害の可能性について知らされていた場合も同様とします。
- (8) 本プログラムに第三者が開発したソフトウェアが含まれている場合においても、第三者が開発したソフトウェアに関する義務は当社が行う(1)号および(2)号の範囲に限られ、開発元である第三者は本プログラムに関する一切の責任を行いません。

#### 4. ハイセイフティ

本プログラムは、一般事務用、パーソナル用、家庭用等の一般的用途を想定して設計・製造されているものであり、原子力核制御、航空機飛行制御、航空交通管制、大量輸送運行制御、生命維持、兵器発射制御等、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険が伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」という）に使用されるよう設計・製造されたものではなく、契約者は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本プログラムを使用しないものとします。また、契約者がハイセイフティ用途に本プログラムを使用したことにより発生する、契約者または第三者からのいかなる請求または損害賠償に対しても、当社は責任を負わないものとします。

以上

附則（2017年4月3日）

本ライセンス条項は、2017年4月3日から適用されます。

附則（2017年4月27日）

本ライセンス条項は、2017年4月27日から適用されます。

附則（2018年6月22日）

本ライセンス条項は、2018年6月22日から適用されます。

附則（2018年6月29日）

本ライセンス条項は、2018年6月29日から適用されます。

## 別紙

本書で許諾する製品を以下に示します。

- IPCOM VA2 1300 LS (EX)
- IPCOM VA2 1300 SC
- IPCOM VA2 2500 LS (SSL)
- IPCOM VA2 2500 SC

以 上